

東京都北区ジエイトエル条例を公布する。

令和五年三月三日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第一号

東京都北区ジェイトエル条例

(設置)

第一条 区民生活の向上及び地域のにぎわいの創出を図るとともに、区民の創造性を育むため、東京都北区ジェイトエル（以下「ジェイトエル」という。）を東京都北区上十条二丁目二十七番一号に設置する。

(施設)

第二条 ジェイトエルには、次に掲げる施設を設ける。

- 一 ホール
 - 二 ホール控室
 - 三 多目的ルーム
 - 四 音楽・動画編集室
 - 五 ラウンジ
 - 六 クリエイティブルーム
 - 七 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設
- (指定管理者による管理)

第三条 ジェイトエルの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定する

もの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第十条に規定する使用の承認、第十一条に規定する使用の不承認、第十二条に規定する一般公開時間の指定、第十六条に規定する特別の設備及び変更に係る承認並びに第十七条に規定する使用承認の取消し等に関すること。

二 第十三条第一項ただし書に規定する利用料金の徴収、同条第五項に規定する利用料金の減免及び第十四条ただし書に規定する利用料金の還付に関すること。

三 ジェイトエルの施設及び設備の維持管理に関すること。

四 ジェイトエルにおける事業に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第五条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があるときと認められる場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審

査し、ジェイトエルの管理を行わせるに最適な団体を候補者として選定し、東京都北区議会（以下「議会」という。）の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画書の内容がジェイトエルを使用するものに対する公平かつ適切なサービス確保に資するものであること。

二 事業計画書の内容がジェイトエルの効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、ジェイトエルの設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

4 前三項の規定にかかわらず、区長は、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現に指定管理者に指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がジェイトエルの設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を議会の議決を経て、指定管理者に指定することができる。

5 区長は、指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（指定管理者の指定の取消し等）

第六条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 ジェイトエルの管理に関する区長の指示に従わないとき。

二 関係法令及びこの条例その他の関係条例等を遵守しないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者によるジェイトエルの管理を継続することが適当でないときと区長が認めるとき。

2 前項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、必要があると認めるときは、区長は第四条に規定する業務の全部又は一部を行うことができる。

3 区長は、第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（報告の聴取等）

第七条 指定管理者は、規則で定めるところにより、毎年度終了後、その管理するジェイトエルに関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。年度の途中において前条第一項の規定により指定を取り消されたときも、また同様と

する。

2 区長は、ジェイトエルの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は当該管理の業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（協定の締結）

第八条 指定管理者の指定を受けるものは、ジェイトエルの管理に関し、規則で定めるところにより区と協定を締結しなければならない。

（開館時間等）

第九条 ジェイトエルの開館時間及び休館日は、規則で定める。

（使用の承認）

第十条 ジェイトエルのうち、別表に掲げる施設及び規則で定める附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとするものは、規則で定めるところにより申請し、区長（指定管理者に管理を行わせる場合は、指定管理者とする。次項、次条、第十二条、第十三条第五項、第十四条ただし書、第十六条及び第十七条において同じ。）の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認をする際に、管理上必要な条件を付けることができる。（使用の不承認）

第十一条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の承認をし

ない。

一 公益を害するおそれがあると認めるとき。

二 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

三 施設等を毀損するおそれがあると認めるとき。

四 ジェイトエルの管理上支障があると認めるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

（一般公開時間）

第十二条 区長は、ホールの使用について、一般公開時間（貸切りの取扱いをしない日及び当該日の貸切りの取扱いをしない時間をいう。別表において同じ。）を定めることができる。

（使用料等）

第十三条 施設等の使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設使用料及び規則で定める附帯設備使用料（以下この条及び次条において「使用料」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者にジェイトエルの管理を行わせる場合は、使用料の額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に前納しなければならない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、

あらかじめ区長の承認を得て、別の納付方法により利用料金を收受することができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の一部を区に納付しなければならない。

5 区長は、規則で定めるところにより、使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第十四条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第十五条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備の禁止等）

第十六条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

（使用承認の取消し等）

第十七条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用承認を取

り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

一 第十一条第一号から第四号までのいずれかに該当したとき。

二 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

三 使用目的又は使用条件に違反したとき。

四 災害その他の事故により施設等が使用できなくなったとき。

五 工事その他の都合により区長が特に必要があると認めるとき。

（使用承認内容の変更禁止）

第十八条 使用者は、使用承認内容の変更を申し出ることができない。

（原状回復の義務）

第十九条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。第十七条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

（損害賠償の義務）

第二十条 使用者は、ジェットエルに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、区長がやむを得ない理由があるとき認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（委任）

第二十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第五条に規定する指定管理者の指定に関し必要な手続及び施設等の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第十条、第十三条関係)

一 使用者が区民である場合

施設名	使用区分	
	午前 (午前九時から午後 零時まで)	午後 (午後一時から午後 五時まで)
ホール	六、八一〇円 (七、二七〇円)	一一二、一六〇円 (一二二、九八〇円)
ホールA (分割使用)	四、〇二〇円 (四、四八〇円)	七、一七〇円 (七、九九〇円)
ホールB (分割使用)	二、七九〇円	四、九九〇円
	夜間 (午後六時から午後 十時まで)	全日 (午前九時から午後 十時まで)
ホール	一五、六三〇円 (一六、六八〇円)	三一、一八〇円 (三三、二八〇円)
ホールA (分割使用)	九、二二〇円 (一〇、二七〇円)	一八、三九〇円 (二〇、四九〇円)
ホールB (分割使用)	六、四一〇円	一二、七九〇円

備考

施設名	使用区分			
	午前 (午前九時から午後 零時まで)	午後 (午後一時から午後 五時まで)	夜間 (午後六時から午後 十時まで)	全日 (午前九時から午後 十時まで)
ホール	一〇、二一〇円 (一〇、九〇〇円)	一八、二四〇円 (一九、四七〇円)	二三、四四〇円 (二五、〇一〇円)	四六、七七〇円 (四九、九二〇円)
ホールA (分割使用)	六、〇三〇円 (六、七二〇円)	一〇、七五〇円 (一一、九八〇円)	一三、八三〇円 (一五、四〇〇円)	二七、五八〇円 (三〇、七三〇円)
ホールB (分割使用)	四、一八〇円 (四、八七〇円)	七、四八〇円 (八、七一〇円)	九、六一〇円 (一一、一八〇円)	一九、一八〇円 (二二、三三〇円)
多目的ルーム	二時間につき 二、一七〇円			
音楽・動画編集室	二時間につき 五八〇円			

二 使用者が区民以外である場合

多目的ルーム	(三、二五〇円)	(五、八一〇円)	(七、四六〇円)	(一四、八九〇円)
音楽・動画編集室	二時間につき 三九〇円			

- 一 この表において、区民とは、区内に住所を有する者、区内に事務所を有する団体又は区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体その他区長が適当と認めるものをいう。
- 二 使用者が区民である場合であつて、入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、規定施設使用料の五割を増徴する。ただし、入場料等が一人一回五千円以下の場合には、この限りでない。
- 三 使用者が区民以外である場合であつて、入場料等を徴収するときは、二の部の規定にかかわらず、一の部の規定施設使用料の五割を増徴する。ただし、入場料等が一人一回五千円以下の場合には、この限りでない。
- 四 一般公開時間におけるホールの施設使用料は、無料とする。
- 五 括弧書に規定する金額は、ホール控室と併せて使用する場合の施設使用料とする。
- 六 ホール控室の使用申請は、ホールの使用者に限る。
- 七 ホール、ホールA及びホールB（ホール控室と併せて使用する場合を含む。以下「ホール等」という。）においては、施設管理上支障がなく、かつ、機材等の搬出入の目的で使用する場合に限り、使用承認を受けた使用時間にく使用時間前（午前八時三十分から午前九時までをいう。以下同じ。）及び使用時間後（午後十時から午後十一時までをいう。以下同じ。）について、

三十分を単位として使用申請をすることができ。この場合において、当該ホール等の施設使用料は、三十分につき、使用時間前において午前の使用区分、使用時間後にあつては夜間の使用区分における当該ホール等の施設使用料の二割相当額（当該額に十円未満の端数が生じるときは、当該端数金額を切り捨てた額とする。）とする。

八 多目的ルーム及び音楽・動画編集室の使用区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前八時三十分から午前十時三十分まで
- (2) 午前十時四十五分から午後零時四十五分まで
- (3) 午後一時から午後三時まで
- (4) 午後三時十五分から午後五時十五分まで
- (5) 午後五時三十分から午後七時三十分まで
- (6) 午後七時四十五分から午後九時四十五分まで

東京都北区新庁舎整備基金条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第二号

東京都北区新庁舎整備基金条例

(設置)

第一条 新庁舎の整備に要する資金に充てるため、東京都北区新庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、東京都北区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及

び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(処分)

第六条 区長は、第一条の目的を達成するため、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区個人情報保護に関する法律施行条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第三号

東京都北区個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「区の機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

(個人情報ファイル簿の記載事項)

第三条 個人情報ファイル簿には、法第七十五条第一項に規定するもののほか、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める事項を記載するものとする。

(外部委託の記録)

第四条 区の機関は、個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託したときは、規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供しななければならない。（利用及び提供に係る措置）

第五条 区の機関は、法第六十九条第二項の規定により利用目的以外の目的のため

に保有個人情報を利用したとき又は提供したときは、規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。

（開示情報）

第六条 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、東京都北区情報公開条例（平成十二年十二月東京都北区条例第六十三号）第八条第二号ウに規定する公務員等の氏名並びに指定管理者の公の施設の管理業務に従事する者の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報（法第七十八条第一項各号（第二号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

（開示可能期日の明示）

第七条 区の機関は、法第八十二条の規定により、一部又は全部を開示しない旨の決定（以下この条において「決定等」という。）をしたときであつて、当該開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を開示請求者に決定等の内容を通知する書面に記載しなければならない。

（手数料等）

第八条 法第八十九条第二項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第八十七条第一項の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

3 前項に規定する写しの作成に要する費用の額及び徴収時期は、別表のとおりとし、写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に係る郵送料相当額とする。
(開示請求書の記載事項)

第九条 開示請求書には、法第七十七条第一項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。
(開示決定等の期限)

第十条 開示決定等は、開示請求があった日から十四日以内にしなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合又は第二十二条の規定により本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)による請求を行おうとする本人の意思確認をする場合にあつては、当該補正又は意思確認に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十四日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂

行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、区の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの前条の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（訂正請求に係る保有個人情報の範囲等）

第十二条 法第九十条第一項に規定する訂正の請求をすることができる保有個人情報の範囲は、同項各号に掲げるもののほか、法第五章第四節第一款に規定する開示を受けていない自己を本人とする保有個人情報とし、同条第三項の規定は適用しない。

（訂正請求書）

第十三条 訂正請求書には、法第九十一条第一項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

（訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第十四条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保

有個人情報情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。
(訂正決定等の期限)

第十五条 訂正決定等は、訂正請求があった日から二十一日以内にしなければならない。ただし、法第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合又は第二十二條の規定により任意代理人による請求を行おうとする本人の意思確認をする場合にあっては、当該補正又は意思確認に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第十六条 区の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前條の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同條第一項に規定する期間内に訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この條の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

(利用停止請求に係る保有個人情報情報の範囲等)

第十七条 法第九十八条第一項に規定する利用停止の請求をすることができる保有個人情報の範囲は、同項各号に掲げるもののほか、法第五章第四節第一款に規定する開示を受けていない自己を本人とする保有個人情報とし、同条第三項の規定は適用しない。

（利用停止請求書）

第十八条 利用停止請求書には、法第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

（利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第十九条 利用停止請求に対し、当該利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止請求を拒否することができる。

（利用停止決定等の期限）

第二十条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から二十一日以内にしなければならない。ただし、法第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合又は第二十二条の規定により任意代理人による請求を行おうとする本人の意思確認をする場合にあつては、当該補正又は意思確認に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第二十一条 区の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第一項に規定する期間内に利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

（任意代理人からの開示請求等に係る措置）

第二十二条 区の機関は、任意代理人により、法第七十六条第二項の規定による開示請求、法第九十条第二項の規定による訂正請求又は法第九十八条第二項の規定による利用停止請求があった場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、本人の意思を確認することができる。

（総合窓口の設置）

第二十三条 区の機関は、法の規定による保有個人情報の開示、訂正等を円滑に進

め、かつ、利用者の便宜を図るために、開示、訂正等の手続及び区の機関相互の連絡調整に関する事務を総合的に行う窓口を設置する。

（審議会への諮問）

第二十四条 区の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、東京都北区情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例（令和五年三月東京都北区条例第五号）第二条に規定する東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会に諮問することができる。

一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

三 前二号の場合のほか、区の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（実施状況の公表）

第二十五条 区長は、毎年一回区の機関が法に基づき行った保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施状況を区議会に報告するとともに、区民に公表しなければならぬ。

（委任）

第二十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(東京都北区個人情報保護条例の廃止)

第二条 東京都北区個人情報保護条例(平成七年九月東京都北区条例第三十号)は、
廃止する。

(東京都北区個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の東京都北区個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第三条第二項(第三十三條の二において読み替えて準用する場合を含む。)又は第十三條第二項の規定により、職務上又は受託した業務に関して知り得た旧条例第二条第一号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧条例第二条第四号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であつた者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受

けた業務に従事していた者

三 前条の規定の施行前において旧条例第三十三条の二の指定管理者の公の施設の管理業務に従事していた者

2 この条例の施行前に旧条例第十九条、第二十条、第二十一条又は第二十二条の規定によりされた請求に対する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員（区議会議員を除く。以下この条において同じ。）である者若しくはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第三号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。以下この項において同じ。）をこの条例の施行後に提供したとき、又は旧条例第三十条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者若しくは旧条例第三十条の二の指定管理者の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が正当な理由がないのに、この条例の施行前においてこれらの業務に関する個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第三号アに規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前項に定める者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実
 施機関が保有していた旧条例第二条第二号に規定する保有個人情報をおこの条例の
 施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと
 きは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 第四条 付則第二条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為
 の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。
 別表（第八条関係）

種類	費用			徴収時期
コピー用紙 (単色)	日本産業規格 A 列三番以下のもの 一枚につき 十円	日本産業規格 A 列二番 一枚につき 二十円	日本産業規格 A 列一番 一枚につき 四十円	写し交付のとき。
		写し交付のとき。	写し交付のとき。	

磁的記録	図画及び電 文書					
現に作成に要した費用	コピー用紙 (カラー)					
写し交付のとき。	日本産業規格 A 列 ○ 番 一枚につき 四百円	日本産業規格 A 列 一番 一枚につき 二百円	日本産業規格 A 列 二番 一枚につき 百円	日本産業規格 A 列 三番以下のもの 一枚につき 五十円	日本産業規格 A 列 ○ 番 一枚につき 八十円	写し交付のとき。

<p>技術的に困難なもの等 外部委託を 必要とする もの</p>	<p>現に作成に要した費用</p>	<p>写し交付のとき。</p>
--	-------------------	-----------------

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第四号

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	死者情報の取扱い（第四条―第十三条）
第三章	死者情報ファイル（第十四条）
第四章	開示、訂正及び利用停止
第一節	開示（第十五条―第二十七条）
第二節	訂正（第二十八条―第三十四条）
第三節	利用停止（第三十五条―第四十条）
第四節	審査請求（第四十一条）
第五章	雑則（第四十二条―第四十九条）
第六章	罰則（第五十条―第五十四条）
付則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、区の機関が保有する死者に関する情報の取扱いについて必要な事項を定め、死者に関する情報の管理の適正を期するとともに、区の機関が保

有する死者に関する情報の開示、訂正等の手続について定めることにより、死者の尊厳の保護及び信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「死者情報」とは、死者に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。))第二条第一項に規定する個人情報に該当するものを除く。)をいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(死者に関する識別符号を除く。))をいう。以下同じ。))により特定の死者を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。))

二 死者に関する識別符号が含まれるもの

2 この条例において「死者に関する識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、東京都北区規則(以下「規則」とい

う。)で定めるものをいう。

一 特定の死者の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の死者を識別することができるもの

二 死者が生存時に提供された役務の利用若しくは生存時に販売された商品の購入に関し割り当てられ、又は生存時に発行されたカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受けた者を識別することができるもの

3 この条例において「保有死者情報」とは、区の機関の職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)(以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した死者情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、区の機関が保有しているものをいう。ただし、東京都北区情報公開条例(平成十二年十二月東京都北区条例第六十三号。以下「情報公開条例」という。)(第二条第二項に規定する区政情報(以下「区政情報」という。))に記録されているものに限る。

4 この条例において「死者情報ファイル」とは、保有死者情報を含む情報の集合

物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有死者情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有死者情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5 この条例において死者情報について「本人」とは、死者情報によつて識別される特定の死者をいう。

6 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報保護法別表第一に掲げる法人をいう。

7 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

8 この条例において「区の機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

9 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

一 本人の死亡時点の配偶者

二 本人の直系尊属の者

三 本人の直系卑属の者

四 本人の兄弟姉妹

五 前各号に掲げる者に準ずる者として規則で定める者

(区の機関の責務)

第三条 区の機関は、その保有する死者情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二章 死者情報の取扱い

(死者情報の保有の制限等)

第四条 区の機関は、死者情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。以下同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならぬ。

2 区の機関は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、死者情報を保有してはならない。

3 区の機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(不適正な利用の禁止)

第五条 区の機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方

法により死者情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第六条 区の機関は、偽りその他不正の手段により死者情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第七条 区の機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有死者情報が過去の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第八条 区の機関は、保有死者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有死者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における死者情報の取扱いについて準用する。

一 区の機関から死者情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。第四十八条及び第五十条において同じ。）

公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 前二号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第九条 死者情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であつた者、前条第二項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は区の機関において死者情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第五十条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た死者情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第十条 区の機関は、保有死者情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有死者情報の安全の確保に係る事態であつて当該死者の尊厳を害するおそれが大きいものとして規則で定めるものが生じたときは、遺族に対し、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 遺族への通知が困難な場合であつて、本人の尊厳を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有死者情報に第十七条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（委託に係る措置）

第十一条 区の機関は、死者情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託したときは、規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第十二条 区の機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有死者情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有死者情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有死者情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、遺族又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 区の機関が法令の規定により所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有死者情報を内部で利用する場合であつて、当該保有死者情報を利用することについて相当の理由があるとき。

二 他の行政機関（個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、「独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有死者情報を提供する場合において、保有死者情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る死者情報を利用し、かつ、当該死者情報を利用することについて相当の理由があるとき。」

三 前二号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有死者情報を提供するとき、その他保有死者情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有死者情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 区の機関は、第二項の規定により利用目的以外の目的のために保有死者情報を自ら利用したとき又は提供したときは、規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供しななければならない。

5 区の機関は、死者の尊厳を保護するため特に必要があると認めるときは、保有死者情報の利用目的以外の目的のための区の機関の内部における利用を特定の部課若しくは機関又は職員に限るものとする。

（保有死者情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十三条 区の機関は、利用目的のために又は前条第二項第二号若しくは第三号の規定に基づき、保有死者情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有死者情報の提供を受ける者に対し、提供に係る死者情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の死者情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第三章 死者情報ファイル

(死者情報ファイル簿の作成及び公表)

第十四条 区の機関は、規則で定めるところにより、区の機関が保有している死者情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「死者情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- 一 死者情報ファイルの名称
- 二 当該区の機関の名称及び死者情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 死者情報ファイルの利用目的
- 四 死者情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の死者の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第一号ウにおいて同じ。)として死者情報ファイルに記録される死者の範囲(以下この条において「記録範囲」という。)
- 五 死者情報ファイルに記録される死者情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
- 六 記録情報を当該区の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 七 次条第一項、第二十八条第一項又は第三十五条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

八 第二十八条第一項ただし書又は第三十五条第一項ただし書に該当するときは、その旨

九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる死者情報ファイルについては、適用しない。

一 次に掲げる死者情報ファイル

ア 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための死者情報ファイル

イ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する死者情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

ウ 本人の数が規則で定める数に満たない死者情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る死者情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した死者情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる死者情報ファイルに準ずるものとして規則で定める死者情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、区の機関は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第六号に掲げる事項を死者情報ファイル簿に記載し、又は死者情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業

の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその死者情報ファイル死者情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

（開示請求権）

第十五条 遺族は、この条例の定めるところにより、区の機関に対し、保有死者情報の開示を請求することができる。

2 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合の当該遺族の法定代理人（以下この章において「代理人」という。）は、遺族に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第四十四条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手續）

第十六条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を区の機関に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求に係る保有死者情報が記録されている区政情報の名称その他の開示請求に係る保有死者情報を特定するに足りる事項

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

一 当該開示請求に係る保有死者情報の本人の遺族であることを示すものとして規則で定める書類

二 当該開示請求が前条第二項の規定によるものである場合にあつては、当該開示請求に係る保有死者情報の本人の遺族の代理人であることを示すものとして規則で定める書類

3 区の機関は、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有死者情報の開示義務）

第十七条 区の機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有死者情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第八条第二号ウに規定する指定管理者の公の施設の管理業務に関する情報を除く。）（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有死者情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十五条第二項の規定により代理人が遺族に代わって開示請求をする場合にあつては、当該遺族をいう。次号において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者及び当該請求に係る死者（以下「開示請求者等」という。）以外の個人（死者を含む。以下この条、次条及び第十九条において同じ。）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者等以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）、個人情報保護法第二条第二項に規定する個人識別符号若しくは死者に関する識別符号が含まれるもの又は開示請求者等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者等以外の個人の権利利益（尊厳を含む。以下次条及び第十九条において同じ。）を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。））、独立行政法人等の職員、地方公務員法第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者等以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 区の機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は

相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 区の機関が第二十一条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する

おそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(部分開示)

第十八条 区の機関は、開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有死者情報に前条第二号の情報(開示請求者等以外の特定の個人を識別することができるものが限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者等以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等、個人識別符号及び死者に関する識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者等以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第十九条 区の機関は、開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている

場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があるときは、開示請求者に対し、当該保有死者情報を開示することができる。

（保有死者情報の存否に関する情報）

第二十条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有死者情報が存在しているかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第二十一条 区の機関は、開示請求に係る保有死者情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 区の機関は、開示請求に係る保有死者情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有死者情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第二十二条 開示決定等は、開示請求があつた日から十四日以内に行なわなければならない。ただし、第十六条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由が

あるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第二十三条 開示請求に係る保有死者情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から四十四日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、区の機関は、開示請求に係る保有死者情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有死者情報については相当の期間内に開示決定等をする期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有死者情報について開示決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第二十四条 開示請求に係る保有死者情報に区の機関並びに国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者等以外の者（以下この条及び第四十一条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、区

の機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 区の機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十一条第一項の決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有死者情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第十七条第二号イ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有死者情報を第十九条の規定により開示しようとするとき。

3 区の機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、区の機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由

並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第二十五条 保有死者情報の開示は、当該保有死者情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有死者情報の開示にあつては、区の機関は、当該保有死者情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 区の機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有死者情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした区の機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第二十一条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第二十六条 区の機関は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係

る保有死者情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有死者情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る費用）

第二十七条 この条例の規定に基づく開示の請求に要する費用は、無料とする。

2 第二十五条第一項の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項に規定する写しの作成に要する費用の額及び徴収時期は、別表のとおりとし、写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に係る郵送料相当額とする。

第二節 訂正

（訂正請求権）

第二十八条 遺族は、保有死者情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有死者情報を保有する区の機関に対し、当該保有死者情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求す

ることができ。ただし、当該保有死者情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、遺族に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第十四条において「訂正請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の手續）

第二十九条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を区の機関に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 保有死者情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

一 当該訂正請求に係る保有死者情報の本人の遺族であることを示すものとして規則で定める書類

二 当該訂正請求が前条第二項の規定によるものである場合にあっては、当該訂正請求に係る保有死者情報の本人の遺族の代理人であることを示すものとして規則で定める書類

3 区の機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有死者情報の訂正義務）

第三十条 区の機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有死者情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有死者情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第三十一条 区の機関は、訂正請求に係る保有死者情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 区の機関は、訂正請求に係る保有死者情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。

（訂正決定等の期限）

第三十二条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から二十一日以内にしなければならない。ただし、第二十九条第三項の規定

により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第三十三条 区の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

（保有死者情報の提供先への通知）

第三十四条 区の機関は、第三十一条第一項の決定に基づく保有死者情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有死者情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十五条 遺族は、保有死者情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、区の機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有死者情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節及び第四十七条において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第五条の規定に違反して取り扱われているとき、第六条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有死者情報の利用の停止又は消去

二 第十二条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有死者情報の提供の停止

2 代理人は、遺族に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第四十四条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手續)

第三十六条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を区の機関に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 保有死者情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

一 当該利用停止請求に係る保有死者情報の本人の遺族であることを示すものとして規則で定める書類

二 当該利用停止請求が前条第二項の規定によるものである場合にあっては、当該利用停止請求に係る保有死者情報の本人の遺族の代理人であることを示すものとして規則で定める書類

3 区の機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有死者情報の利用停止義務）

第三十七条 区の機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、区の機関における死者情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有死者情報の利用停止をしなければならぬ。ただし、当該保有死者情報の利用停止をすることにより、当

該保有死者情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第三十八条 区の機関は、利用停止請求に係る保有死者情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 区の機関は、利用停止請求に係る保有死者情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 利用停止請求に対し、当該利用停止請求に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止請求を拒否することができる。

（利用停止決定等の期限）

第三十九条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から二十一日以内にしなければならない。ただし、第三十六条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期

間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第四十条 区の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

第四節 審査請求

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第四十一条 第二十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有死者情報の全部を開示する

旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有死者情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第五章 雑則

(総合窓口の設置)

第四十二条 区は、この条例の規定による保有死者情報の開示、訂正等を円滑に進め、かつ、利用者の便宜を図るために、開示、訂正等の手続及び区の機関相互の連絡調整に関する事務を総合的に行う窓口を設置する。

(整理前の保有死者情報の取扱い)

第四十三条 保有死者情報(情報公開条例第八条に規定する非公開情報を専ら記録する区政情報に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有死者情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第四節を除く。)の規定の適用については、区の機関に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等)

第四十四条 区の機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示

請求等を行うことができるよう、保有死者情報の特定その他開示請求等を行うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（死者情報等の取扱いに関する苦情処理）

第四十五条 区の機関は、区の機関における死者情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第四十六条 区の機関は、死者情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であるときは、東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会条例（令和五年三月東京都北区条例第五号）第二条に規定する東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会に諮問することができる。

（実施の状況の公表）

第四十七条 区長は、毎年一回区の機関がこの条例に基づき行った保有死者情報の開示、訂正及び利用停止の実施状況を区議会に報告するとともに、区民に公表しなければならない。

（指定管理者に関する特例）

第四十八条 指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって死者情報を取り扱う場合については、第一条から第三条まで並びに第二章から第四章第三節まで及び第

四十二条から第四十六条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一条</p>			<p>区の機関</p>
<p>第二条第三項</p>			<p>指定管理者の従事者（以下「従事者」という。）</p>
<p>職員が</p>	<p>職務上</p>	<p>区の機関の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）（以下「職員」という。）</p>	<p>指定管理者</p>
<p>従事者が</p>	<p>公の施設の管理業務上</p>		<p>指定管理者</p>

	<p>第三条（見出しを含む。）</p>	<p>第四条</p>	<p>第五条から第七条まで</p>	<p>第九条</p>
<p>区の機関が</p>	<p>区の機関</p>	<p>区の機関</p>	<p>法令（条例を含む。以下同じ。）の定める所掌事務又は業務</p>	<p>区の機関</p>
<p>指定管理者が</p>	<p>指定管理者</p>	<p>指定管理者</p>	<p>業務</p>	<p>従事する区の機関の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）</p>

第十二条第一項				第十条
区の機関	一般の閲覧	区の機関以外	死者情報	区の機関は
指定管理者	指定機関を通じて一般の閲覧	当該指定管理者以外	死者情報（公の施設の管理業務に関するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）	指定管理者は 指定管理者を指定した区の機関（以下「指定機関」という。）

	第十二条第四項		第十二条第二項第二号		第十二条第二項第一号	第十二条第二項各号列記以外の部分	
一般の閲覧	区の機関		法令 法令の規定により所掌事務又は業務	区の機関		区の機関	提供してはならない
指定機関を通じて一般の閲覧	指定管理者	じ。 ）	法令（条例を含む。以下同じ。）	業務	指定管理者	指定管理者	指定機関以外のものに提供してはならない

第十四条第一項第六号	第十四条第一項第二号		第十四条第一項各号列記以外の部分	第十三条		第十二条第五項	
区の機関	区の機関	公表しなければならない	区の機関	区の機関	員 部課若しくは機関又は職員	区の機関	
指定管理者又は指定機関	指定管理者	指定機関を通じて公表しなければならない	指定管理者	指定管理者	部署又は従事者	指定管理者	覧

		第十四条第二項第一号 イ	第十四条第三項	第十五条第一項		第十六条	第十七条各号列記以外 の部分
情報	開示請求に係る保有死者	職員	区の機関	保有死者情報	区の機関	区の機関	区の機関
求に係る保有死者情報の提	指定管理者から当該開示請求に係る保有死者情報の提	従事者	指定管理者	指定管理者の保有する保有死者情報	指定管理者	指定管理者	指定管理者

	第二十四条第一項	第十八条から第二十三条まで	第十七条第五号ア	第十七条第五号	第十七条第四号	
区の機関は	区の機関並びに	区の機関	区の機関	又は地方独立行政法人	地方独立行政法人	
指定機関は	関、 指定管理者並びに区の機	指定機関	指定機関	又は指定管理者 若しくは地方独立行政法人	地方独立行政法人並びに指定管理者	報 供を受け、当該保有死者情

第三十七條	第三十一條から第三十六條まで	第三十條	第二十九條	第二十八條	第二十五條及び第二十六條	第二十四條第二項及び第三項
区の機関	区の機関	区の機関	区の機関	区の機関	区の機関	区の機関
指定機関及び指定管理者	指定機関	指定機関及び指定管理者	指定機関	指定管理者に係る指定機関	指定機関	指定機関

(委任)

第四十九条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第五十条 職員若しくは職員であつた者、第八条第二項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者、指定管理者の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者又は区の機関において死者情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、死者の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る死者情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十一条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有死者情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で死者の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 前三条の規定は、東京都北区の区域外においてこれらの条の罪を犯し

た者にも適用する。

第五十四条 偽りその他不正の手段により、第二十一条第一項の決定に基づく保有死者情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別表（第二十七条関係）

種 類	費 用			徴収時期
コピー用紙 (単色)	一枚につき 四十円 日本産業規格 A 列 一番	一枚につき 二十円 日本産業規格 A 列 二番	一枚につき 十円 日本産業規格 A 列 三番以下のもの	写し交付のとき。
	写し交付のとき。	写し交付のとき。		

<p>磁的記録 図画及び電</p>	<p>文書</p>					
<p>現に作成に要した費用</p>	<p>コピー用紙 (カラー)</p>					
	<p>一枚につき 日本産業規格 A 列〇番 四百円</p>	<p>一枚につき 日本産業規格 A 列一番 二百円</p>	<p>一枚につき 日本産業規格 A 列二番 百円</p>	<p>一枚につき 日本産業規格 A 列三番以下のもの 五十円</p>	<p>一枚につき 日本産業規格 A 列〇番 八十円</p>	
	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	
	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	
	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	

技術的に困難なもの等
外部委託を
必要とする
もの

現に作成に要した費用

写し交付のとき。

東京都北区情報公開・個人情報情報等保護制度運営審議会条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第五号

東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 設置及び組織（第二条―第五条）

第三章 審議会の審議等の手続（第六条―第九条）

第四章 雑則（第十条）

付則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会の設置及び組織並びに審議等の手続等について定めるものとする。

第二章 設置及び組織

（設置）

第二条 次に掲げる事務を行うため、区長の附属機関として、東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一 特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第七条第四項の規定による諮問に応じ点検し、その適合性及び妥

当性について判断すること。

二 東京都北区情報公開条例（平成十二年十二月東京都北区条例第六十三号。以下「情報公開条例」という。）による情報公開制度の運営に関する重要事項に係る諮問に応じ審議し、答申すること。

三 東京都北区個人情報情報の保護に関する法律施行条例（令和五年三月東京都北区条例第三号）第二十四条の規定による諮問に応じ審議し、答申すること。

四 東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和五年三月東京都北区条例第四号）第四十六条の規定による諮問に応じ審議し、答申すること。

五 東京都北区議会個人情報情報の保護に関する条例（令和五年三月東京都北区条例第二十二号）第四十九条の規定による諮問に応じ審議し、答申すること。

（組織）

第三条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

（委員）

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、区長が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができない。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続き

その職務を行うものとする。

5 区長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

（会長及び副会長）

第五条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第三章 審議会の審議等の手続

（招集）

第六条 審議会は、会長が招集する。

（会議）

第七条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見聴取等）

第八条 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関（情報公開条例第二条第

一項の実施機関をいう。)の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第四章 雑則

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、東京都北区規則で定める。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第三条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(東京都北区情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例の廃止)

第二条 東京都北区情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例(平成七年九月東京都北区条例第三十一号)は、廃止する。

(東京都北区情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の東京都北区情報公開・個人情報保護制度運営審

議会条例（以下「旧条例」という。）第一条の規定により置かれた同条に規定する東京都北区情報公開・個人情報保護制度運営審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第四条第一項の規定による任命を受けたものとみなす。

2 区長は、施行日前においても、第四条第一項の規定の例により、審議会の委員の任命をすることができ。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。

3 前二項の場合における委員の任期は、第四条第二項本文の規定にかかわらず、当該委員の任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。

4 旧審議会の委員であつた者に係る旧条例第九条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第二条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する審議については、なお従前の例による。

（東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第四条 東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「東京都北区情報公開・個人情報保護制度運営審議会」を「東京都北区

情報公開・個人情報情報等保護制度運営審議会」に改める。

東京都北区情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第六号

東京都北区情報公開条例の一部を改正する条例

東京都北区情報公開条例（平成十二年十二月東京都北区条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「であつて、」の下に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により」を加え、同号ウ中「平成十五年法律第五十七号」の下に「。以下「個人情報保護法」という。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 個人情報保護法第二条第二項に規定する個人識別符号

第九条第二項中「当該情報のうち、」の下に「氏名、生年月日その他の」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

（公開決定等の期限の特例）

第十三条の二 公開請求に係る区政情報が著しく大量であるため、公開請求があつた日から四十四日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る区政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決

定等をし、残りの区政情報については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの区政情報について公開決定等をする期限

第十六条第二項中「文書、図画又は写真」を「文書又は図画」に、「フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等で」を「電磁的記録については」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

2 前項に規定する写しの作成に要する費用の額及び徴収時期は、別表のとおりとし、写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に係る郵送料相当額とする。付則の次に次の別表を加える。

別表（第十七条関係）

種類	費用	徴収時期
	一枚につき 十円	写し交付のとき。
日本産業規格 A 列三番以下のもの		

文
書

コピー用紙 (カラー)			コピー用紙 (単色)		
一枚につき 二百円	日本産業規格 A 列 一番	写し交付のとき。	一枚につき 八十円	日本産業規格 A 列 ○ 番	写し交付のとき。
一枚につき 百円	日本産業規格 A 列 二番	写し交付のとき。	一枚につき 五十円	日本産業規格 A 列 三番以下のもの	写し交付のとき。
一枚につき 四十円	日本産業規格 A 列 一番	写し交付のとき。	一枚につき 二十円	日本産業規格 A 列 二番	写し交付のとき。

<p>もの 必要とする 外部委託を 難なもの等 技術的に困</p>	<p>磁的記録 図画及び電</p>	
<p>現に作成に要した費用</p>	<p>現に作成に要した費用</p>	<p>日本産業規格 A 列 ○ 番 一枚につき 四百円</p>
<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第七号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月東京都北区条例第
一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

十 独立行政法人都市再生機構

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第八号

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「三月一日、」を削り、同条第二項中「、三月に支給する場合には百分の百八十二・五」に、「三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）」を「六月以内」に改め、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
六月	百分の百
三月以上六月未満	百分の六十
三月未満	百分の三十

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第九号

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区長等の給料等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十

三号）の一部を次のように改正する。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第六条関係）

	副区長		区長		区分	割合
	六月に支給する場合	十二月に支給する場合	六月に支給する場合	十二月に支給する場合		
六月に支給する場合	六月に支給する場合	十二月に支給する場合	六月に支給する場合	十二月に支給する場合		百分の百八十二・五
	十二月に支給する場合	六月に支給する場合	十二月に支給する場合	六月に支給する場合		百分の百八十二・五
						百分の百八十二・五

教育長

十二月に支給する場合

百分の百八十二・五

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区条例第十号

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区監査委員の給与等に関する条例（平成三年十二月東京都北区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「、三月に支給する場合においては百分の十五、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百七十一」を「百分の百八十二・五」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十一号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「四百九十円」を「九百五十円」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第九条第二項の規定は、令和四年四月一日以後の勤務に係る児童相談所業務手当について適用し、同日前の勤務に係る児童相談所業務手当については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第九条第二項の規定を適用する場合において、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された児童相談所業務手当は、改正後の条例の規定による児童相談所業務手当の内払とみなす。

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第十二号

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「七、〇五九円」を「七、一九四円」に、「六、一三五円」を「六、二四〇円」に、「八、七三〇円」を「八、八二〇円」に、「七、二一五円」を「七、二六〇円」に、「一一、四四八円」を「一一、四八一円」に、「八、九三七円」を「八、九四三元」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和四年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について

て適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に
おいて、この条例による改正前の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学
校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補
償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）
並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭
補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）
として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償
の内払とみなす。

東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十三号

東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例

東京都北区印鑑条例（昭和五十年三月東京都北区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二中「個人番号カード」の下に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二條第一項に規定する個人番号カード利用用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二條の二第四項第二号口に規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十五條の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加え、「以下同じ。」を削る。

付 則

この条例は、東京都北区規則で定める日から施行する。

東京都北区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第十四号

東京都北区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

東京都北区立特別養護老人ホーム条例（昭和六十三年六月東京都北区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区立特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘の項中「東京都北区中十条四丁目十六番三十二号」を「東京都北区浮間三丁目十一番二十六号」に、「百三十八名」を「六十五名」に、「二十二名」を「〇名」に改める。

付 則

この条例は、令和五年六月一日から施行する。

東京都北区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第十五号

東京都北区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

東京都北区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和六十三年六月東京都北区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区立高齢者在宅サービスセンター清水坂あじさい荘の項中「東京都北区中十条四丁目十六番三十二号」を「東京都北区浮間三丁目十一番二十六号」に改める。

付 則

この条例は、令和五年六月一日から施行する。

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十六号

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例

東京都北区立公園条例（昭和三十三年四月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

東京都北区立堀船緑地

東京都北区堀船三丁目一番六号

東京都北区立豊島五丁目荒川緑地

東京都北区豊島五丁目六番先

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。ただし、別表第一に次のように加える改正規定のうち東京都北区立堀船緑地の項に係る部分は、令和五年四月一日から施行する。

（東京都北区立体育施設条例の一部改正）

2 東京都北区立体育施設条例（昭和四十四年九月東京都北区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都北区立豊島五丁目グリーンスポーツ広場の項中

東京都北区豊島五丁目六番先

を

東京都北区豊島五丁目六番先
（豊島五丁目荒川緑地内）

に改める。

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十七号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

<p>百四十 マンションの管理の適正化の推進に関する</p>	<p>百三十九 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の四の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査</p>
<p>管理計画認定</p>	<p>料 定申請手数料</p>
<p>長期修繕計画の数に依り、それぞれ次に掲げる額</p>	<p>長期修繕計画の数に依り、それぞれ次に掲げる額 (1) 長期修繕計画の数が一であるもの 四千百円 (2) 長期修繕計画の数が二以上であるもの 四千百円を一を超える長期修繕計画の数に千八百円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>認定更新の申請</p>	<p>認定申請のとき。</p>

<p>する法律第五条の六第一項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>定更新申請 手数料</p>
<p>百四十一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の七第一項の規定に基づく管理計画の認定の変更の申請に対する審査</p>	<p>マンション 管理計画変 更認定申請 手数料</p>
<p>(1) 長期修繕計画の数が一であるもの (2) 長期修繕計画の数が二以上であるもの 四千百円に一を超える長期修繕計画の数が千八百円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>変更認定申請一件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の七第二項において準用する同法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 四千八百円</p>
<p>き。</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)
二 千 円	事 項 二 千 九 百 円	組 合 員 名 簿 若 し く は 居 住 者 名 簿 又 は 都 道 府 県 等 マ ン シ ョ ン 管 理 適 正 化 指 針 の 基 準 に 係 る	百 円	事 項 四 千 六 百 円	四 千 円
二 以 上 の 長 期 修 繕 計 画 の 変	(1) か ら (5) ま で 以 外 の 事 項	変 更 に 係 る 認 定 基 準 の う ち	長 期 修 繕 計 画 の 作 成 又 は 見 直 し の 基 準 に 係 る 事 項 九 千 八	変 更 に 係 る 認 定 基 準 の う ち	変 更 に 係 る 認 定 基 準 の う ち

更に係る申請の場合にあつては、一を超える長期修繕計画の数に、次に掲げる額を乗じて得た額を合算した額

ア 変更に係る認定基準のうち管理組合の運営の基準に係る事項 二千六百元

イ 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項 二千六百元

ウ 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項 二千八百元

エ 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項 五千二百円

オ 変更に係る認定基準のうち

別表第一の二（第二条関係）

<p>一 事務 低炭都市の 促進法に 関する 法律第十 二（第四 号）第八 条第五十 四項 の炭素低 炭素等建 築の計画 を申請す るに對し の審査</p>	<p>事務</p>
<p>低炭素建 築等計 画認定申 請料</p>	<p>名称</p>
<p>低炭素建 築等計 画認定申 請料の額 は、次に 掲げるに 従つて算 出する。但し、同一の用途に供する部分の面積が、前項の算出額を超過する部分については、その超過部分の面積に相当する額を算入する。</p>	<p>額</p>
<p>(一) 併設する長官が指す区域に おける同一の用途に供する 部分の面積が、前項の算出額 を超過する部分については、 その超過部分の面積に相当 する額を算入する。</p>	
<p>(2) 同一の用途に供する部分の 面積が、前項の算出額を超過 する部分については、その超 過部分の面積に相当する額を 算入する。</p>	
<p>イ 共用部分 の面積が 三百平方 メートル 以下のも のものを いう。</p>	<p>ア 同一の用途に供する部分の 面積が、前項の算出額を超過 する部分については、その超 過部分の面積に相当する額を 算入する。</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの</p>
<p>建築物の総戸数が三百一戸以上のもの</p>	<p>建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの</p>
<p>建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの</p>	<p>建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの</p>
<p>建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの</p>	<p>建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの</p>
<p>建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの</p>	<p>建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの</p>
<p>建築物の総戸数が一戸のもの</p>	<p>同一の用途に供する部分の面積が、前項の算出額を超過する部分については、その超過部分の面積に相当する額を算入する。</p>
<p>八万円</p>	<p>二万六千円</p>
<p>一万六千円</p>	<p>九千三百円</p>
<p>十八万五千円</p>	<p>十七万円</p>
<p>十三万千円</p>	<p>八万二千円</p>
<p>四万五千円</p>	<p>二万七千円</p>
<p>一万六千円</p>	<p>九千四百円</p>
<p>四千七百円</p>	<p>四千七百円</p>
<p>徴収時期 認定申請 のとき。</p>	

基七準法第八
 十規にすの四
 昇降機が係
 まるおる場
 当該に降機
 一の表八
 又二の十
 のは八の
 掲げの額
 手数を額
 手た料を
 えた額を
 えた額を
 加の

(3) 建築物				ウの非住宅 (の部分及びの) 共用部分 以外 の部分 を以て 下 (同じ)									
建築物の延べ面積が三 百平方メートル以内 のもの	建築物の延べ面積が三 百平方メートルを超 えるもの	建築物の延べ面積が千 平方メートルを超え るもの	建築物の延べ面積が二 千平方メートルを超 えるもの	当該部分の床面積の合 計が二万五千平方メ ートルを超えるもの	当該部分の床面積の合 計が一万平方メートル を超えるもの	当該部分の床面積の合 計が五千平方メートル を超えるもの	当該部分の床面積の合 計が二千平方メートル を超えるもの	当該部分の床面積の合 計が千平方メートルを 超えるもの	当該部分の床面積の合 計が三百平方メートル を超えるもの	当該部分の床面積の合 計が二百五十平方メ ートルを超えるもの	当該部分の床面積の合 計が二百平方メートル を超えるもの	当該部分の床面積の合 計が百五十平方メ ートルを超えるもの	当該部分の床面積の合 計が百平方メートルを 超えるもの
九千三百円	一万六千円	二万六千円	八万円	二十万円	十六万円	十二万六千円	八万円	二万六千円	一万六千円	九千三百円	二十万円	十六万円	十二万六千円

										(二) の 場合	(一)以外									
										(1) 一戸建て住宅	(2) 共同住宅等									
										ア 部分 住戸の										
										誘導仕様基準による場合	誘導仕様基準以外による場合									
建築物の延べ面積が五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が一万平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が五十一戸以上二百戸以下のもの	建築物の延べ面積が二十六戸以上五十戸以下のもの	建築物の延べ面積が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の延べ面積が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が一戸のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の延べ面積が五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が一万平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が五十一戸以上二百戸以下のもの	建築物の延べ面積が二十六戸以上五十戸以下のもの	建築物の延べ面積が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の延べ面積が六戸以上十戸以下のもの	建築物の延べ面積が二戸以上五戸以下のもの	建築物の延べ面積が三百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の延べ面積が二百一戸以上二百戸以下のもの
十二万六千円	十六万円	二十万円	二万円	三万九千円	五万六千円	八万円	十二万円	十八万二千元	二十六万千円	三十四万円	三十九万円	二十万円	十六万円	十二万六千円	八万円	三万九千円	五万六千円	二万円	三万九千円	三十九万円

(3) (1)及び(2)以外の建築物	ウ 非住宅の部分										
	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの
三十万円	二十四万二千元	九十万円	七十八万九千元	六十七万円	五十四万六千元	三十八万四千元	三十万円	二十四万二千元	五十万円	四十二万九千元	三十五万九千元

イ 共用部分	誘導仕様の場外による基準適合													
	建築物の総戸数が三百メートル以内のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が一戸のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの
	五万七千円	三十四万二千元	二十九万千元	二十二万千元	十五万九千元	十万八千元	七万四千元	五万二千元	三万七千元	一万八千元	二十七万八千元	二十四万千元	十八万四千元	十二万八千元

ウ 非住宅の部分										
当該部分の床面積の合計が五千万平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二千万平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千万平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が一千万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千万平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二千万平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
三十六万円	二十九万円	十九万八千円	十五万四千円	十二万三千円	二十九万円	二十四万七千円	二十万五千円	十五万六千円	九万六千円	七万二千元

							(3)
							(1) 及び (2) 以外の建築物
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が一万平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの
四十九万千円	四十二万七千円	三十六万千円	二十九万円	十九万八千円	十五万四千円	十二万三千円	四十二万七千円

別表第一の三の三の項及び四の項を次のように改める。

三
 審に定計性ギ物づ規第三る上性ギの
 査対の面能トエく定一十法に能トエ建
 す申の向消ネ建に項五律関の消ネ築
 る請認上費ル築基の条第す向費ル物

手画性ル建
 数認能ギ築
 料定向ト物
 申上消エ
 請計費ネ

基た数げ三表分は合含す適定る(に四第い建て場出に二三すのトのせ(に)に)に及びは手画性ル建
 準額料のの八ご`にまる合建計申掲の一て築は合が基項十る向消エて申掲じるび`数認能ギ築
 法`を額項十と当おれ部審築画請げ二の`物`にあづの五法上費ネ建請げて区(二)次料定向ト物
 第建加のに四に該いる分查基ににるの八別に一おつく規条例に性ル築にる`分にのの申上消エ
 八築え手掲の同部て場がを準特係額項十表つのいた申定第第関能ギ物併額次に掲(一)額請計費ネ

(一)
 場出もがしすこし準掲項五律関の消ネ築併
 合さの定て書とてにげ各条第す向費ル物せ申
 れがめ区類をい適る号第三る上性ギのて請
 た提る長と示る合基に一十法に能トエ建に

									(2) の 建(1) 築以 物外	(1) 一戸 建て 住宅
イ 非住宅 部分									ア じこ住一向エ 。の宅条上ネ住 表部第にル宅 に分一関ギ部 おを項すト分 いいにる消(建 てう規法費建 同。定律性築 以す第能物 下のの	
一が当 万五該 平千部 方平方 メ方の トメ床 トト面 ル積積 未の 満合 の上計	も五が の千二該 平千部 方平方 メ方の トメ床 トト面 ル積積 未の 満合 の上計	の千が 平千部 方平方 メ方の トメ床 トト面 ル積積 未の 満合 の上計	の千が 平千部 方平方 メ方の トメ床 トト面 ル積積 未の 満合 の上計	の千が 平千部 方平方 メ方の トメ床 トト面 ル積積 未の 満合 の上計	の千が 平千部 方平方 メ方の トメ床 トト面 ル積積 未の 満合 の上計	の千が 平千部 方平方 メ方の トメ床 トト面 ル積積 未の 満合 の上計	の千が 平千部 方平方 メ方の トメ床 トト面 ル積積 未の 満合 の上計	の千が 平千部 方平方 メ方の トメ床 トト面 ル積積 未の 満合 の上計		
十二万 八千円	八万 四百円	二万 七千 百円	一万 六千 七 百円	九千 七 百 円	八万 千 円	四万 六 千 円	二万 千 円	九千 七 百 円	五千 百 円	

の認
と定
き申
。請

十に昇るに降つた二つの表の八の額を額に
 七規定の機分である十の六に額を加へる
 条に於ては、該五又の五の額を額に
 係る四合昇るに降つた二つの表の八の額を額に

										(二) の 場(一) 合以 外	
										(1) て 住一 宅戸 建	
										誘導仕様基準 以外による	
										誘導仕様基準 による場合	
										ア 部分 住宅	
										(2) の 建(1) 築以 物外	
が五 該千 部分 平方 の床 面積 ト積 ルの 以上 計	も五 の千 平方 部分 の床 面積 ト積 ルの 未以 満上 計	が二 該千 平方 部分 の床 面積 ト積 ルの 未以 満上 計	当三 該百 平方 部分 の床 面積 ト積 ルの 未以 満上 計	の三 該百 平方 部分 の床 面積 ト積 ルの 未以 満上 計	が二 該百 平方 部分 の床 面積 ト積 ルの 未以 満上 計	の二 該百 平方 部分 の床 面積 ト積 ルの 未以 満上 計	が二 該百 平方 部分 の床 面積 ト積 ルの 未以 満上 計	の二 該百 平方 部分 の床 面積 ト積 ルの 未以 満上 計	以上 二該 の二 万五 平方 部分 の床 面積 ト積 ルの 未以 満上 計	満二 の万 一五 平方 部分 の床 面積 ト積 ルの 未以 満上 計	もの 該部 分の 床面 積ト 積ル の未 以上 計
十七 万九 千円	十一 万八 千円	六万 六千 円	三万 八千 円	三万 八千 四百 円	三万 四千 四百 円	二万 二千 円	二万 円	二十 万千 円	十六 万千 円		

査対の更計性ギ物づ規第三る上性ギの
 す申の画能しエく定一十法に能しエ建
 る請認の向消ネ建に項六律関の消ネ築
 審に定変上費ル築基の条第す向費ル物

申画性ル建
 請変能ギ築
 手更向し物
 数認上消エ
 料定計費ネ

に四に該いる分查基ににるの八別に一おつく規条るいの六法上費ネ建請げて分にのの申画性ル建
 掲の同部て場がを準特係額項十表つのいた申定第第て規條律に性ル築にるに掲(一)額請変能ギ築
 げ三表分は合含す適定るに四第い建て場出に二三準定第第関能ギ物併額次応げ及は手更向し物
 るの八ごにまる合建計申掲の一て築は合が基項十用に二三すのしのせにじるびに数認上消エ
 額項十と当おれ部審築画請げ二の物にあづの五すお項十る向消エて申掲区(二)次料定計費ネ

(一)

場出もがしすこし準掲項五律関の消ネ築併
 合さの定て書とてにげ各条第す向費ル物せ申
 れがめ区類をい適る号第三る上性ギのて請
 た提る長と示る合基に一十法に能しエ建に

									(2) の 建(1) 築以 物外	(1) 一戸 建て 住宅	
イ 非住宅 部分					ア 住宅 部分						
も一が当 の万五該 平方千部 方平方分 メ方分の しメ床 トし面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平方千部 方平方分 メ方分の しメ床 トし面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平方千部 方平方分 メ方分の しメ床 トし面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平方千部 方平方分 メ方分の しメ床 トし面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平方千部 方平方分 メ方分の しメ床 トし面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平方千部 方平方分 メ方分の しメ床 トし面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平方千部 方平方分 メ方分の しメ床 トし面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平方千部 方平方分 メ方分の しメ床 トし面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平方千部 方平方分 メ方分の しメ床 トし面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平方千部 方平方分 メ方分の しメ床 トし面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平方千部 方平方分 メ方分の しメ床 トし面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	
九万円	五万六千四百円	一万九千五百円	一万九千五百円	一万九千五百円	六千九百円	五万七千円	三万二千元	一万五千元	六千九百円	三千七百元	

き申変
 請更
 の認
 と定

加当た数げ二はの同に昇て場がにすの第建加の
 えす額料の八二表つ降は合含係る四八築え手
 たる)を額項十の八い機`にまる昇に十基た数
 額額に加のに六項十て一当おれ部降規七準額料
)を相え手掲の又五`基該いる分機定条法`を

										(二) の場(-) 合以外										
										(1) て一戸建										
										誘導仕様基準 以外による		誘導仕様基準 による場合								
										ア 部分住宅		に誘導仕様 基準								
の が 五 千 部 分 の 床 面 積 の 合 上 計	も 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 上 計	も 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 上 計	の が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	の が 二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 上 計	の が 二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 上 計	の が 二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 上 計	の が 二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 上 計	以 上 の 部 分 の 床 面 積 の 合 上 計	が 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	満 二 万 部 分 の 床 面 積 の 合 上 計	が 一 万 部 分 の 床 面 積 の 合 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 上 計
十二万五千円	八万三千円	四万六千円	二万六千円	二万七千円	二万四千二百円	一万五千円	一万四千円	十四万千円	十一万三千円											

								イ 宅 非 住																		
								に モ デ ル 建 物 法 に よ る 場 合	合 以 誘 導 仕 様 基 準 に よ る 場 合																	
も 一 の 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計	も 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計	の 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 一 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計	の 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計	の も 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計	の も 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計	も 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計	の も 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計			
		二十一万六千円			十六万五千百円			十万二千百円			七万七千六百円			六万千百円			十九万七千円			十三万八千円			八万千円			四万八千五百円

別表第一の三の五の項中「ア 性能基準」を「性能基準」に、「第一条第一項第二号イ(1)及び」を「第一条第一項第二号イ(1)及び」に、「イ モデル住宅法」を「モデル住宅法」に、「第一条第一項第二号イ(2)(i)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に、「ウ 仕様基準」を「仕様基準」に改め、「同号ロ(3)に規定する基準をいう。以下この表において同じ。」の下に「又は誘導仕様基準」を加え、「(ア) 性能基準」を「性能基準」に、「第一条第一項第二号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「第一条第一項第二号イ(1)」に、「(イ) フロア入力法」を「フロア入力法」に、「第一条第一項第二号イ(2)(ii)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に、「(ウ) 仕様基準」を「仕様基準」又は誘導仕様基準」に、「(ア) モデル建物法」を「モデル建物法」に、「(イ) 標準入力法等」を「標準入力法等」に改め、同表備考一中「五の項(2)イ(イ)」を「五の項(2)イ」に改め、同表備考二中「三の項(2)イ(イ)」を「三の項(2)イ」に、「四の項(2)イ(イ)」を「四の項(2)イ」に改め、同表備考十一から十三までを削り、同表備考十四中「向上計画認定申請手数料等」の下に「(誘導仕様基準以外による場合に限る。）」を加え、「一の建築物の」を削り、同表備考十四を同表備考十一とし、同表備考十五中「建築物エネルギー消費性能基準」を「向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。）」又は建築物エネルギー消費性能基準」に改め、「仕様基準」の下に「又は誘導仕様基準」を加え、「一の建築物の」を削り、同表備考十五を同表備考十二とし、同表備考十六を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十八号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項の認定を受けている又は同法第五十三条第一項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の東京都北区手数料条例別表第一の二の二の項の規定は、なおその効力を有する。

改正する条例を公布する。
東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十八号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「次条第一項」の下に「、第七条の三第二項」を加える。

第七条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第七条の二 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図

られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならぬ。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車運行する場合の所在の確認）

第七条の三 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができ、方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第十条中「ときは」の下に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

付 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第七条の三第二項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車の同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車のブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第十九号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第五十条中「及び第二十三条」を「、第二十三条から第二十五条まで及び第二十七條」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第二十号

東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第六条の二 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しな

ければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十二条の二 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に

応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第六条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第二十一号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都北区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月東京都北区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「四十二万円」を「五十万円」に改める。

第十五条の四第一号中「百分の七・一六」を「百分の七・一七」に改め、同条第二号中「四万二千百円」を「四万五千円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・二八」を「百分の二・四二」に改め、同条第二号中「一万三千二百円」を「一万五千百円」に改める。

第十五条の十六中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の二・三九」を「百分の二・一三」に改め、同条第二号中「一万六千六百円」を「一万六千二百円」に改める。

第十九条の二中「二十万円」を「二十二万円」に改め、同条第一号イ中「二万九千四百七十円」を「三万五千五百円」に改め、同号口中「九千二百四十円」を「一万五千七十円」に改め、同号ハ中「一万千六百二十円」を「一万千三百四十円」に改め、同条第二号中「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同号イ中「二万五千円」を「二万二千五百円」に改め、同号口中「六千六百円」を「七千五百五十円」に改め、同号ハ中「八千三百円」を「八千百円」に改め、同条第三号中「五十

二万円」を「五十三万五千元」に改め、同号イ中「八千四百二十円」を「九千円」に改め、同号ロ中「二千六百四十円」を「三千二十円」に改め、同号ハ中「三千三百二十円」を「三千二百四十円」に改める。

第十九条の四第一号イ中「六千三百十五円」を「六千七百五十円」に改め、同号ロ中「一万五百二十五円」を「一万二千五百円」に改め、同号ハ中「一万六千八百四十円」を「一万八千円」に改め、同号ニ中「二万五千五十円」を「二万二千五百円」に改め、同条第二号イ中「千九百八十円」を「二千二百六十五円」に改め、同号ロ中「三千三百円」を「三千七百七十五円」に改め、同号ハ中「五千二百八十円」を「六千四十円」に改め、同号ニ中「六千六百円」を「七千五百五十円」に改める。

第二十四条の五第二項中「雇用保険受給資格者証」の下に「又は同令第十九条第三項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第十条第一項の規定は、令和五年四月一日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。

新条例第十五条の四、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和五年度以後の年度分の保険料については、なお従前の例による。適用し、令和四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

東京都北区議会個人情報保護に関する条例を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第二十二号

東京都北区議会個人情報の保護に関する条例

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	個人情報等の取扱い（第四条―第十六条）
第三章	個人情報ファイル（第十七条）
第四章	開示、訂正及び利用停止
第一節	開示（第十八条―第三十条）
第二節	訂正（第三十一条―第三十七条）
第三節	利用停止（第三十八条―第四十三条）
第四節	審査請求（第四十四条―第四十五条）
第五章	雑則（第四十六条―第五十一条）
第六章	罰則（第五十二条―第五十六条）
付則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、東京都北区議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の

開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文

字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第三章まで及び第六章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、東京都北区情報公開条例（平成十二年十二月東京都北区条例第六十三号。以下「情報公開条例」という。）第二条二項に規定する区政情報（以下「区政情報」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有し

- 8 ない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有し

ているものをいう。ただし、区政情報に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条一項に規定する地方独立行政法人をいう。
（議会の責務）

第三条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二章 個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第四条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第十二条第二項第二号及び第三号並びに第四章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第五条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第六条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第七条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第八条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第九条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第十条 個人情報情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であつた者、前条第二項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第五十二条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第十一条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第二十条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。
(利用及び提供の制限)

第十二条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個

人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第二十九条の

規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
第十二条第二項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十二条第二項各号列記以外の部分	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第十二条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第三十八条第一項第一号	又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用	第十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び

<p>第三十八条第一項第二号</p>	<p>第十二条第一項及び第二項</p>	<p>番号利用法第十九条</p>
	<p>されているとき</p>	<p>び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十三条 議長は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用

の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十四条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第十五条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第四十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個

人識別符号並びに法第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第十六条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加

工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第十七条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

一 個人情報ファイルの名称

二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第一号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第二号において「記録範囲」という。）

五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八 次条第一項、第三十一条第一項又は第三十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

九 第三十一条第一項ただし書又は第三十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方

- の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第一項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

(開示請求権)

第十八条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第四十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第十九条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている区政情報の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類

を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第二十条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第八条第二号ウに規定する指定管理者の公の施設の管理業務に関する情報を除く。）（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十八条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十七条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照

合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請

求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。
ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要
であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その
他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつ
て、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものそ
の他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合
理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は
相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することによ
り、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、
不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若
しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務
又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその
他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす
おそれがあるもの

ア 議長が第二十四条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第二十一条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき

は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第二十二条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第二十三条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
（開示請求に対する措置）

第二十四条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき

は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第五条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第二十五条 開示決定等は、公開請求があつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、第十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第二十六条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があ

った日から四十四日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第二十七条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条及び第四十五条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四条第一項の決定に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合にあって、当該第三者に関する情報が第二十条第二号イ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第二十二条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十八条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録さ

れているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは、その種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報の記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第二十四条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第二十九条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示

をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第三十条 この条例の規定に基づく開示等の請求に要する手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、第二十八条第一項の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

3 前項に規定する写しの作成に要する費用の額及び徴収時期は、別表のとおりとし、写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に係る郵送料相当額とする。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第三十一条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十九条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第四十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第三十二条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者

（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第三十三条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由がある
と認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範
囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第三十四条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の
決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定を
し、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第三十五条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつ
た日から二十一日以内にしなければならない。ただし、第三十二条第三項の規定
により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入
しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由がある
ときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場

合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第三十六条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第三十七条 議長は、第三十四条第一項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

（利用停止請求権）

第三十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取り扱われているとき、第七条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第十二条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第四十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第三十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（利用停止請求に対する措置）

第四十一条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第四十二条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から二十一日以内にしなければならない。ただし、第三十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第四十三条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条

の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第四節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第四十四条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法

（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第四十五条 第二十七条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報全部を開示する

旨の決定を除く。)を變更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第五章 雑則

(適用除外)

第四十六条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する区政情報に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第四節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等)

第四十七条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第四十八条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第四十九条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会条例（令和五年三月東京都北区条例第五号）第二条に規定する東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第五十条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第五十一条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第六章 罰則

第五十二条 職員若しくは職員であつた者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲

役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 前三条の規定は、東京都北区の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十六条 偽りその他不正の手段により、第二十四条第一項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別表（第三十条関係）

種類	費用	徴収時期
文書	コピー用紙（単色） 日本産業規格 A 列 三番以下のもの	写し交付のとき。

		コピー用紙（カラー）								
日本産業規格 A 列	円	三番以下のもの 一枚につき 五十	日本産業規格 A 列	〇番 一枚につき 八十円	日本産業規格 A 列	一番 一枚につき 四十円	日本産業規格 A 列	二番 一枚につき 二十円	日本産業規格 A 列	一枚につき 十円
写し交付のとき。		写し交付のとき。		写し交付のとき。		写し交付のとき。		写し交付のとき。		写し交付のとき。

備考
 用紙の両面に印刷された文書、図面等については、片面を一面として算定する。

の を必要とするもの 技術的に困難なもの 等の外部委託	図画及び電磁的 記録				
現に作成に要した費用	現に作成に要した費用	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="818 1111 1027 1547"> 四百円 ○番 一枚につき 日本産業規格A列 </td> <td data-bbox="1027 1111 1246 1547"> 二百円 一番 一枚につき 日本産業規格A列 </td> <td data-bbox="1246 1111 1402 1547"> 二百円 二番 一枚につき </td> </tr> </table>	四百円 ○番 一枚につき 日本産業規格A列	二百円 一番 一枚につき 日本産業規格A列	二百円 二番 一枚につき
四百円 ○番 一枚につき 日本産業規格A列	二百円 一番 一枚につき 日本産業規格A列	二百円 二番 一枚につき			
写し交付のとき。	写し交付のとき。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="818 1547 1027 1977"> 写し交付のとき。 </td> <td data-bbox="1027 1547 1246 1977"> 写し交付のとき。 </td> <td data-bbox="1246 1547 1402 1977"></td> </tr> </table>	写し交付のとき。	写し交付のとき。	
写し交付のとき。	写し交付のとき。				